

技能実習生の「技能検定」に関する注意点



技能実習計画の認定を受けたら、速やかに外国人技能実習機構へ受検申請をしてください。

- 技能検定は、技能実習期間が修了するまでに受検※しなければなりません。
- 受検手続きが遅れた場合、試験日が在留期間終了の直前となってしまうことがあります。その試験で不合格となった場合、再受検が受けられなくなったり、場合によっては試験日が確保できず、そもそも受検ができなくなる恐れがあるので、ご注意ください。

※ 技能実習1号から2号、2号から3号に移行するためには、技能検定に合格する必要があります。また、技能実習3号を修了するまでに技能検定を受検しなければなりません。



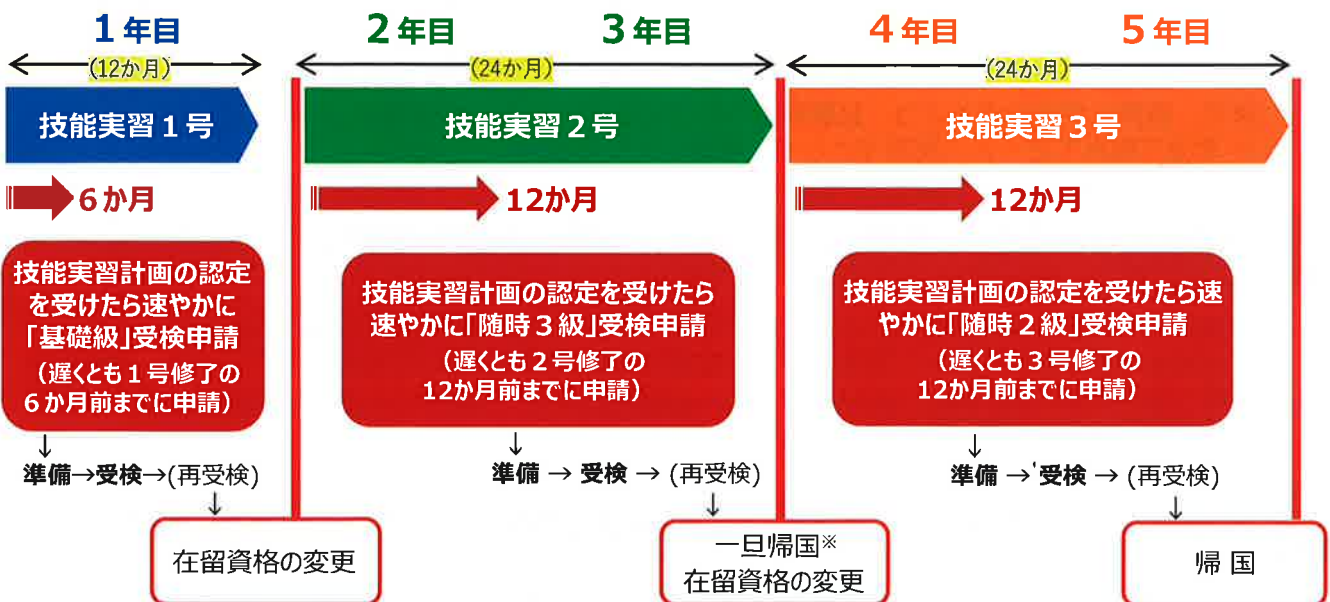
次頁の留意事項を確認し、検定内容に合った技能実習と、検定試験のための準備をしてください。

- 技能検定（特に実技試験）は、試験の実施に当たり機材の準備、試験会場の確保など、受検申請の手続き開始から試験まで、一定の時間が必要です。
- 技能実習生の技能検定を確実にを行うため、このリーフレットを参考に、余裕を持った受検申請と準備を進めていただきますようお願いします。

受検申請のスケジュール

■ 技能実習の次の段階への移行の有無に関わらず、以下の受検が義務付けられています。

- 技能実習1号修了までに「基礎級」技能検定（実技と学科試験）
- 技能実習2号修了までに「随時3級」技能検定（実技試験）
- 技能実習3号修了までに「随時2級」技能検定（実技試験）



※ 3号実習開始前または開始後1年の間



技能検定受検に関する留意事項

技能実習制度は、開発途上地域などへの技能などの移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

そのため、技能実習制度が利用できる職種のうち、一部のものについては、技能実習の目標として、該当する職種に関する技能検定に合格することを掲げており、それらの職種の技能実習を行う場合は、**必ず**技能検定を受検しなくてはなりません。

1 技能検定の内容を事前に確認しておきましょう。

実習内容は、技能検定合格に必要な技能が修得されるものとする必要があります。過去の試験問題を参考に、どのような技能検定が行われるかあらかじめ確認し、技能実習計画を作成してください。

また、都道府県によっては、一部の職種について技能検定を実施しない場合がありますので、技能実習を実施する都道府県の技能検定実施計画についても事前にご確認いただき、技能実習の目標としている技能検定が実施されていない場合は、各都道府県職業能力開発協会までご相談ください。

2 外国人技能実習機構へ受検手続支援を申し込みましょう。

1号実習生(1年目)は、技能実習計画の認定を受けたら速やかに(遅くとも実習が修了する6か月前まで)、また、2号実習生(2~3年目)と3号実習生(4~5年目)は、技能実習計画の認定を受けたら速やかに(遅くとも実習が修了する12か月前まで)に、**お申し込みください。**

外国人技能実習機構では、技能実習生が、技能実習の各段階で技能検定を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、受検手続きの支援を行っています。監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関に取り次ぐことで、試験実施に関する日程調整などが円滑になるようにします。また、試験実施機関からの合否結果を迅速に把握することで、技能実習計画認定の審査への円滑な反映などにつなげています。

監理団体または企業単独型実習実施者は、外国人技能実習機構が提供する「受検手続支援サイト」(<https://www.juken.otit.go.jp>)で、上記の期限内に必ず受検手続き支援の申請をお願いします(申請の際は、「個人情報の取り扱いに係る同意書」も必要です)。

3 再受検の可能性もあります。余裕を持って受検しましょう。

技能検定で不合格だった場合、技能実習期間中の再受検は1回までとされています。申請手続きが遅れた場合、実習期間中に試験日が設定できなくなるおそれがあり、設定できたとしても、その試験で不合格の場合に再受検の日程を確保するゆとりがないことになりかねません。

また、確実に受検できるよう、試験実施日の30日前までには、申請書類(受検申請書、在留カードの写しなど)を全て揃えておくよう実習生とともに確認してください。

4 実技試験の実施に必要な設備等について、お願いします。

実技試験の適切な実施の観点から、試験に必要な設備、機器(実技試験実施要領の設備基準に適合したもの)などが確保できる試験会場を、原則として、監理団体か実習実施者にご準備いただくよう、都道府県職業能力開発協会からお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。詳細は、各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

5 技能検定委員の推薦について、ご理解をお願いします。

試験日程の関係などから、監理団体または実習実施者に、受検者が所属する企業以外の方による技能検定委員の推薦を依頼することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。詳細は、各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

受験申請から合格証書交付までの流れ

監理団体
(実習実施者)

① 受験申請

技能実習計画の認定を受けたら速やかに受験手続支援サイトにて受験申請してください。遅くとも在留期間が半分過ぎる前まで（1号：修了の6か月前まで、2号・3号：修了の12か月前まで）に申請します。

※外国人技能実習機構の有する情報を都道府県職業能力開発協会に、都道府県職業能力開発協会の有する情報を外国人技能実習機構に、それぞれ提供することについての同意書が必要です。

受験手続支援サイト
(外国人技能実習
機構)

② 受験日の連絡

1号：修了の4～5か月前めど、2号および3号：修了の7～8か月前めど

③ 受験申請書送付・受験手数料納付

都道府県
職業能力開発協会
(指定試験機関)

④ 受験票交付

⑤ 試験に用いる設備等が基準に適合しているかの確認

⑥ 試験実施 ～ ⑦ 一部合格通知の交付 (一部合格の場合)

1号：修了の3か月前めど、2号：修了の6か月前めど

3号：修了の6か月前めどから計画満了日まで

※都道府県の実情によって異なります

都道府県
(指定試験機関)

⑧ 合格証書の交付 (学科と実技の両方に合格した場合)

よくあるご質問

Q. 過去に実施された試験問題を閲覧できますか。

A. 技能検定試験問題公開サイト (<https://www.kentei.javada.or.jp/>) で閲覧できます。

Q. 試験会場はどこでもよいのですか。

A. 作業に必要なスペースの確保など、職種ごとに一定の基準が定められています。その基準を満たす会場として、都道府県職業能力開発協会が認めた会場でなければなりません。詳細は、事前に都道府県職業能力開発協会にご照会ください。

Q. 試験日や試験会場を変更することはできますか。

A. できません。

Q. 病気などで受験できなくなった場合、受験手数料は返してもらえますか。

A. お支払いされた受験手数料は、理由の如何を問わず返還することはできません。

Q. 外国人技能実習機構の受験手続支援を利用せず、直接、都道府県職業能力開発協会に申し込むことはできますか。

A. 円滑な受験手続のため、外国人技能実習機構が提供する受験手続支援サイトを通して、受験手続を行っていただくようお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 都道府県職業能力開発協会により、受験申請手続きや実技試験の準備など、運営方法が違いますが、統一できませんか。

A. 都道府県職業能力開発協会では、都道府県ごとに管内の実情が異なる中、多数の外国人技能実習生に対し、円滑に試験が実施できるよう、運営方法を定めていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

外国人技能実習機構（受検手続支援窓口）

【住所】〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 【電話】03-6712-1974

【受検手続支援サイト】<https://www.juken.otit.go.jp> 【機構HP】<https://www.otit.go.jp>

都道府県職業能力開発協会または指定試験機関が実施する技能検定職種のお問い合わせ先

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	https://www.h-syokunou.or.jp/
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561	http://www.a-noukaikyo.com/
岩手県職業能力開発協会	028-3615	紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620	https://www.noukai.com/
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9260	http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com/
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	http://www.akita-shokunou.org/
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562	http://www.y-kaihatu.jp/
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5階	024-525-8681	http://business2.plala.or.jp/fuvada/
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	https://www.ib-syokkyo.com/
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-643-7002	http://www.tochi-vada.or.jp/
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	http://www.gvada.jp/
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-827-0075	http://www.saitama-vada.or.jp/
千葉県職業能力開発協会	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	http://chivada.or.jp/
東京都職業能力開発協会	101-8527	千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階	03-6631-6054	http://www.tokyo-vada.or.jp/
神奈川県職業能力開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-633-5423	http://www.kan-nokaikyo.or.jp/
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	http://www.nvada.com/
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-9887	http://www.toyama-noukai.or.jp/
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	https://ishivada.com/
福井県職業能力開発協会	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル4階	0776-27-6360	http://www.fukui-shokunou.jp/
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	http://www.yavada.jp/
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050	http://www.navada.or.jp/
岐阜県職業能力開発協会	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内	058-322-3678	http://www.gifu-shokunou.or.jp/
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区桶160	054-345-9377	https://www.shivada.com/
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市中区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2039	http://www.avada.or.jp/
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	http://www.mivada.or.jp/
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	https://shiga-nokaikyo.or.jp/
京都府職業能力開発協会	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075	http://www.kyo-noukai.com/
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6階	06-6534-7510	https://www.osaka-noukai.jp/
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091	https://www.noukai-hyogo.jp/
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	http://www.aaa.nara.nara.jp/
和歌山県職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	http://w-syokunou.com/
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494	http://www.hal.ne.jp/syokunou/
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755	http://www.noukai-shimane.or.jp/
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3階	086-225-1547	http://www.okayama-syokunou.or.jp/
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020	http://www.hirovada.or.jp/
山口県職業能力開発協会	753-0051	山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル3階	083-922-8646	http://y-syokunou.com/
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316	http://www.tokunoukai.jp/
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2854	http://www.noukai-kagawa.or.jp/
愛媛県職業能力開発協会	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2階	089-993-7301	http://nokai.bp-ehime.or.jp/
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4	088-846-2300	https://kovada.or.jp/
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区早5-3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-1238	http://www.fukuoka-noukai.or.jp/
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	https://saga-noukai.com/
長崎県職業能力開発協会	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9971	https://www.nagasaki-noukai.or.jp/
熊本県職業能力開発協会	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818	http://www.noukai.or.jp/
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	http://www.noukai-oita.com/
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	http://www.syokuno.or.jp/
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240	http://syokunou.or.jp/
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1	098-862-4278	https://oki-vada.or.jp/
【ビルクリーニング】(公社)全国ビルメンテナンス協会	116-0013	東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階	03-3805-7560	http://www.j-bma.or.jp/
【機械保全】(公社)日本プラントメンテナンス協会	101-0051	東京都千代田区神田神保町B-3 神保町SFⅢビル5階	03-6865-6083	http://www.kikaihozenshi.jp/